

【参考資料】

議案第10号 朝霞市個人番号の利用に関する条例及び朝霞市税条例の一部を改正する条例

市長公室政策企画課

1 改正趣旨

令和6年6月7日付で「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。）」が公布されたことに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）」において、第2条第8項から第15項までを1項ずつ繰り下げることになることから、朝霞市個人番号の利用に関する条例及び朝霞市税条例の引用条項を改正する。

2 改正内容

(1) 条項の繰り下げを行うため、以下のとおりに改める。

（朝霞市個人番号の利用に関する条例）

第2条第2号ただし書き中「第2条第8項」を「第2条第9項」

同条第3号ただし書き中「第2条第12項」を「第2条第13項」

同条第4号ただし書き中「第2条第14項」を「第2条第15項」

（朝霞市税条例）

第36条の2第9項ただし書き中「第2条第15項」を「第2条第16項」

第63条の2第1項第1号ただし書き中「同条第15項」を「同条第16項」

第89条第2項第2号ただし書き中「第2条第15項」を「第2条第16項」

第133条第2項第1号ただし書き中「第2条第15項」を「第2条第16項」

3 施行年月日

令和7年4月1日から施行する。

担当

市長公室政策企画課政策企画係

電話463—3089